

中国独占禁止法の制定

目次

はじめに

一 独占禁止法制定の必要性

二 競争法

三 反独占法

1 目的

2 国の責務等

3 規制対象行為

(1) 独占的協定

(2) 市場支配的地位の濫用

(3) 企業結合

波光巖

- 4 行政権限の乱用による競争の排除・制限
- 5 適用除外
- 6 反独占委員会
- 7 独占的行為の疑いがある行為の調査
- 8 処分の決定等
- 9 法的責任
- 10 行政不服審査の申立て等

## はじめに

中国独占禁止法は、二〇〇七年八月三〇日第一〇期全国人民代表大会（以下「全人代」という）常務委員会第二九回会議で可決成立した。正式には「中華人民共和国反独占法」（以下「反独占法」という）と呼ばれ、同法は、二〇〇八年八月一日から施行される。

中国における独占禁止法制定の検討は、一九八七年から行われている。同年八月、國務院法制局は、独占禁止法起草グループを設けてこれに検討させ、同グループは、一九八八年「独占禁止法及び不正競争防止暫定条例草案」を提出した。一九九三年九月、第八期全人代常務委員会第三会議において、「中華人民共和国不正競争防止法」が採択されたが、独占禁止法を制定するに至らなかった。その理由は時期尚早論であり、「現段階の中国は市場経済の初期にあり、市場における独占行為がまだ深刻な問題になっておらず、特に企業の平均的な規模は小さく、企業集団化及び経済力の集中が不十分であるため、もし企業の合併及び連合を規制すれば、現在の中国の産業政策に不利な影響を及ぼす恐れがある」というものである。<sup>(1)</sup>さらに、国有企業による独占の取扱いの問題があり、これを独占禁止法の適用除外とするか否かが問題となり、当初の要綱案では適用除外されていたが、最終要綱案ではこれが削除された（反独占法においても適用除外されていない）。国有企業による独占の問題に対しては、国有企業改革の一層の推進、関係法の整備等を優先することが先決であるとの議論が行われていた。<sup>(2)</sup>

独占禁止法の起草作業は、国家経済貿易委員会及び国家工商行政管理局によって進められ、その要綱案は、二〇〇〇年六月に作成され、これが二〇〇一年一〇月及び二〇〇二年二月改訂された。

中国において競争法は、後述するとおり、不正競争防止法や価格法等が存在するが、これらは実体規定が完備され

た体系的なものではなく、また、執行権限も十分なものではない。そこで、二〇〇一年二月WTO加盟を実現したこともあり、独占禁止法の制定が急がれたものである。

反独占法は、EC競争法を模範としたと見られる点が多いが、規制対象として、行政権限の乱用による競争の排除・制限を規定している、規制対象は法定されているもののほか、「反独占法執行機関が認定するその他の行為」として追加指定されることとしている、違反行為排除の自発的約束制度やリーニエンシー制度を導入していることなどの特徴を有している。

(1) 王家福『現代中国法入門』勁草書房（一九九七年）二五〇頁。

(2) 二〇〇三・二一・二七公正取引協会で行われた研究会における中南大学法学部・中国経済法学研究会副会長漆多俊教授の指摘。

### 一、独占禁止法制定の必要性

中国においては、一九八九年以降、計画経済と市場経済を有機的に結合させる政策がとられ、一九九二年一〇月の第一四回共産党大会において、鄧小平は「社会主義市場経済化」を明確に打ち出した。これは、経済は自由化、政治は一党独裁という中国の政策的方針を明らかにしたものである。

現在、中国では「価格双軌制」（二重価格制）が実施されている。「価格双軌制」とは、国有企業の生産する製品は計画経済に基づいて供給されるが、非国有経済つまり国有企業以外の私営企業、集団所有制企業、外資系企業等の生産する製品については市場経済によって供給されるといえるものである。計画経済に基づいて供給される割合は年々減



少してきており、国民総生産に占める市場経済により供給される割合は既に六〇%を超えている。

非国有経済の役割を追認する形で、一九九七年九月の第一五回共産党大会で、「公有制を主とし、多様な所有制経済を發展させる」、「労働に応じた配分を主とし、多様な分配方式も並存させる」との方針が打ち出された。一九九九年三月における憲法改正において、これらがそのまま条文として盛り込まれたのに加え、非国有経済の位置付けも経済の補完的部分から重要構成部分に「昇格」された。さらに、江沢民総書記（国家主席）が、二〇〇一年七月の共産党創設八〇周年演説で、「党の階級的基盤の強化」を指示し、事実上、私営企業家の入党を公認する考えを表明した<sup>(3)</sup>。

その後、国有企業の株式会社化などにより、「公有制」から「私有制」への転換、生産手段の私有制等が推進されるにいたっている。

国有企業の改革・民営化、私企業の活発な事業活動のための環境整備、私有財産の保護強化等により、経済活動は活発化し、これにより中国経済は飛躍的に成長し、一九九三年以降毎年八%以上・近年は一〇%以上の高い経済成長を挙げている。

現在中国には、国有企業、混合所有制企業、私営企業、集団所有制企業、外資系企業等が存在し、これらによる競争が活発化してきたのに伴って、公正な競争の確保が必要とされるに至ったのである。

中国の経済法は、<sup>(4)</sup>一九九三年以降多数制定されており、その代表的なものとして、「不正競争防止法」、「消費者権利益保護法」、「会社法」（一九九三年）、「对外贸易法」、「広告法」、「労働法」、「仲裁法」（一九九四年）、「郷鎮企業法」（一九九六年）、「組合企業法」、「価格法」（一九九七年）、「証券法」（一九九八年）、「個人独資法」、「入札法」（一九九九年）等あげることができる。

独占禁止法の必要性も強調されていたが、王教授は、中国経済の特質から、独占禁止法においては次の四つの規制

が必要であることを強調されていた。<sup>(5)</sup>

ア、公的独占の禁止

イ、水平的及び垂直的競争制限行為の禁止

ウ、企業結合の制限

エ、市場支配的地位の濫用の規制

公的独占——公的独占とは、政府及びその部門が、行政権の行使により競争を制限する行為を指す。例えば、政府がある企業に経営を授権した場合には、その企業が生産、販売、仕入れ等において、人為的に独占的地位を獲得し、公正な競争が制限されることになる。現段階において二種類の公的独占行為があると考えられている。一つは、行政管轄と企業経営が一体化された企業あるいは業界を管理する役割を持つ大企業グループ及び政府部門の直系として特恵が受けられる企業の行為である。二つ目は、行政区域内においての地域的独占あるいは地方保護主義である。地方政府が他地区の製品についての販売営業許可を拒んだり、恣意的に製品の没収及び料金の徴収などを行うことである。

市場支配的地位の濫用——中国において市場支配的地位の濫用は、主として、<sup>(5)</sup> 鉄道、郵政、電力、水力、ガスといった自然独占業界及び国家独占の銀行、保険、石油等の業界に集中している。このような業界においては、政府により独占的営業権が授権され、自然独占状態に有る企業は、他の企業の市場参入を不可能にし、独占的地位あるいは特権が長期的に存在することとなり、市場支配的地位の濫用が行われやすい。<sup>(6)</sup> 例えば、①市場独占による不合理な独占価格の強要、②脅迫的な取引又は抱合わせ販売、③差別取扱い（価格差別の問題が中心）、④取引拒絶等である。

(3) 関志雄「国有企業の改革の現状と課題」ホームページ（中国の経済改革）。

(4) 中国で「経済法」とは、経済活動を管理・制約する法規一般と観念されており、わが国では民法・商法に含まれる契約法、会社法、企業法等を含む概念である。

(5) 王曉暉「中国独占禁止立法作業の現状と問題点(上)」国際商事法務一〇〇〇年九月号。

(6) 同「中国独占禁止立法作業の現状と問題点(下)」国際商事法務二〇〇〇年一〇月号。

## 二、競争法

中国における競争法は、一九八〇年以降、次のとおり制定されている。

(一)「社会主義的競争の展開及び保護に関する暫定規定」

一九八〇年一〇月、國務院は、「社会主義的競争の展開及び保護に関する暫定規定」を公布し、初めて独占禁止、特に行政的独占の禁止問題が提起された。この暫定規定では、「経済生活において、国は関係部門及び団体の独占経営を指定された商品を除いて、その他の商品についての独占又は独占経営を禁止する」、また「競争を促進するため、地方主義及び部門間の縦割り行政を打破し、いかなる地方政府及び部門も市場を封鎖してはならず、他の地方の商品が当該地方の市場に参入することを制限してはならない」と規定した。

このほか、暫定規定では、工業、運輸、財政及び貿易等の関連部門において、現行制度により競争を妨害している規定を取り除き、暫定規定の趣旨にしたがい実施方法を制定し、競争を保護しなければならないことを要求している。<sup>(7)</sup>

(二)「過大規模の企業連合の防止」

一九八七年、国家体制改革委員会及び国家経済委員会の「企業集団の設立及び発展に関する意見書」では、「企業

（集団の設立について、競争の促進、独占禁止の原則に従わなければならない、一つの業界で独占的企業集団を作らず、同業者間の競争を奨励し、技術進歩を促進し、経済効果を向上しなければならない」と指示した。また、一九八九年、国家体制改革委員会の発布した「企業合併に関する暫定規定」では、企業合併は経済規模の拡大に寄与するだけでなく、企業間の競争を阻害してはならないと規定した。

### （三）「不正競争防止法」

一九九三年に施行された「不正競争防止法」においては、次の一一種類の不正競争が禁止された。

- (1) 不正商品（五条）
- (2) 公益事業者による取引の強要（六条）
- (3) 行政権の濫用による競争の制限（七条）
- (4) 賄賂（八条）
- (5) 虚偽広告（九条）
- (6) 第三者の企業秘密の侵害（一〇条）
- (7) 不当廉売（一一条）
- (8) 抱合わせ販売及び拘束条件付販売（一二条）
- (9) 不当な景品（一三条）
- (10) 競争者の信用の誹謗（一四条）
- (11) 入札談合（一五条）

同法の執行機関は、國務院の直接の指揮下にある国家工商行政管理局である。

#### (四)「価格法」

一九九八年に施行された「価格法」の立法目的は、「価格を規範し、価格による合理的な資源配分の機能を生かし、市場価格の全体的なレベルの安定を図り、消費者及び事業者の合法的な權益を保護し、社会主義市場經濟の健全な發展を促進する」(一条)ことである。

同法三条は、「国家は、マクロ經濟コントロールの下、主として市場から形成された価格メカニズムを實行し、及びその改善を図る。価格の設定は、価値法則に符号しなければならず、主要な商品又はサービス価格は市場調整価格によるか、あるいは政府が定めた価格による。市場調整価格は、事業者の自主的に定めた価格が市場競争により調節された価格を指す」と規定する。

同法により禁止される行為は、次のとおりである。

- (1) カルテル的な行為により市場価格を操縦し、他の事業者及び消費者の合法的な權益を侵害すること
- (2) 競争相手を排除するため又は市場を独占するためにコスト以下の価格で販売し、正常な生産及び經濟秩序を亂し、国家利益及び他の事業者に損害を与えること
- (3) 値上げ情報を捏造する行為等により価格をあるべき価格より高く設定すること
- (4) 虚偽又は誤解される価格表示をすること
- (5) 同一商品又はサービスを提供する際に、同等の取引条件を持つ他の事業者に対して差別的な価格を設定すること

いと

価格法の執行機関は、国家発展計画委員会である。

(五) 「価格独占行為防止暫定規定」

中国政府は、制定が難航していた独占禁止法の内容を先取りする形で、「価格法」に基づき、「価格独占行為防止暫定規定」を制定し、二〇〇三年一月一日から施行した。

同規定では、次の行為が禁止されている。

- (1) 協定による価格独占行為
- (2) 市場支配的地位の濫用行為

但し、同規定は、反独占法の制定によりその役割を終えることになった。

(7) 王曉擘・前(6)書

三、反独占法<sup>(8)</sup>

(8) 筆者は、反独占法については、二〇〇七・九・二五「日刊中国通信」(株)中国通信社の日本語訳を基に整理・分析した。その後訳文は、公取委国際課「中華人民共和国独占禁止法」公正取引(二〇〇七・一一)五二頁に掲載されたので、法律の文言は後者のものに統一した。

## 1 目的

同法の目的は、一条に規定されており、次のとおりである。

「第一条 この法律は、独占的行為を予防及び防止し、市場の公平な競争を保護し、経済の運営効率を高め、消費者の利益及び社会公共の利益を保護し、社会主義市場経済の健全な発展を促進することを目的として制定する」

以上のように、同法は、独占行為等の競争制限行為を規制することによって、「経済の運営効率を高め、消費者の利益及び社会公共の利益を保護する」ことを目的とし、あわせて「社会主義市場経済の健全な発展を促進する」ことを目的とすることを明記している。後段の部分は、近年の中国経済の発展が社会主義市場経済体制によってもたらされていることを評価・認識したうえで、今後とも持続的経済発展のためには、この経済体制を維持・発展させることが必要だとの考え方に基づいているものと思われる。

## 2 国の責務等

反独占法は、国の責務等について、特に次のように定めている。これらの規定は、いわば訓示的・宣言的な規定であり、これらの規定により直接的な規制が行われるものではない。

ア、国は、社会主義市場経済にふさわしい競争ルールを制定・実施し、マクロコントロールをより完全にし、統一的で開かれた競争的で秩序ある市場システムを整備する（四条）

イ、国有経済が支配的地位を占め、かつ国民経済の根幹及び国家の安全保障にかかわる業種並びに法に基づき独占経営及び独占販売を行う業種では、国はその事業者の合法的事業活動を保護するとともに、事業者の事業活動及びその商品・役務の価格について法に基づく監視・管理とコントロールを行い、消費者の利益を守り、技術の進

歩をはかる。

前述の業種の事業者は、法に基づいて事業活動を行い、信義を誠実に守り、自らを厳格に律し、社会公共の監督を受けるものとし、その支配的地位並びに独占経営及び独占販売の地位を利用して消費者の利益を害してはならない（七条）。

ウ、事業者は、公平な競争、自由意思による連合を通じ、法に基づいて企業結合を実施し、経営規模を拡大し、市場競争力を高めることができる（五条）

上記のイにおいて、特に国民経済にとって重要な事業者及び国家の安全保障に係わる事業者並びに独占経営及び独占販売が与えられている事業者については、国によって合法的な事業活動が保護される一方で、その事業活動及びその商品・役務の価格・料金については、消費者の利益を守り、技術の進歩をはかるために、法に基づく監視・管理及びコントロールが行われることが明らかにされている。

また、ウにおいて、事業者は、その事業活動が反独占法に抵触しない限り、他の事業者との共同行為により、また企業結合により、経済規模を拡大し、市場における競争力を高めることができることが宣言されている。

### 3 規制対象行為

反独占法の規制対象行為は、「独占的行為」である。この独占的行為の中には、①国内の経済活動における独占的行為、及び②国外の独占的行為で、国内の市場競争に排除・制限の影響を及ぼすものを含む（二条）。②は国外の競争制限行為に対しても、国内に競争制限効果を及ぼすものについては、反独占法を域外適用するものであることを明らかにしたものである。



反独占法の規制の対象となる「独占的行為」とは、次の行為を指す（三条）。

ア、事業者間で独占的協定を行うこと（以下「独占的協定」という）

イ、事業者が市場において支配的地位を濫用すること（以下「市場支配的地位の濫用」という）

ウ、競争を排除も若しくは制限する効果を有し、又はそのおそれのある企業結合を行うこと（以下「企業結合」という）

この法律において「事業者」とは、商品を生産し、若しくは取り扱い、又は役務を提供する自然人及び法人その他の組織をいう（一二条一項）。したがって、国有企業も事業者に含まれるものと解される。

### (1) 独占的協定

「独占的協定」には、①競争関係にある事業者と行うもの（カルテル）と、②取引の相手方と行うもの（不公正取引）に分かれる。条文上では別々に規定されているが、「独占的協定」にはいわゆる水平的なカルテルと垂直的なカルテルとを含む。ここでいう「独占的協定」とは、競争を排除・制限する合意・決定その他の共同行為をいう（一二条二項）。

ア、カルテル

競争関係にある事業者が次の独占的協定をすることは禁止される（二三条一項）

①商品・役務（以下「商品等」という）の価格・料金（以下「価格」という）場合は料金も含むものとする）を固定し、又は変更すること

②商品等の生産数量又は販売数量を制限すること

③ 販売市場又は原材料調達市場を分割すること

④ 新技術、新設備の購入を制限し、又は新技術、新製品の開発を制限すること

⑤ 共同で取引をボイコットすること

⑥ 国務院の反独占法執行機関が認定するその他の独占的協定

競争事業者間のカルテルは、①～⑤に典型的な類型が規定され、さらに⑥で国務院の反独占法執行機関が認定するものが含まれることになっている。わが国のように「一定の取引分野における競争の実質的制限」が要件とされておらず、ウの「適用除外」に該当しない限り違法とされる点で、内容的には厳しいものであるということができよう。イ、不公正取引

事業者が取引の相手方と次の独占的協定をすることは禁止される（一四条）。

① 第三者に転売する商品等の価格を固定すること

② 第三者に転売する商品等の最低価格を定めること

③ 国務院の反独占法執行機関が認定するその他の独占的協定

以上のように「独占的協定」として違法とされる不公正取引は、再販売価格の拘束等に限定され、これらの行為が原則違法とされるのが特徴である。③により認定されるのは販売価格の制限行為であると考えられる。その他の不公正取引については、後述するように、行為者が限定され、市場支配的地位にある事業者が行う場合に、市場支配的地位の濫用として規制の対象となる。

ウ、適用除外

前記ア及びイに掲げる独占的行為が次のいずれかに該当することを事業者が証明するときは、当該行為は禁止さ

れない。

① 技術改良、新製品の研究・開発のためのものであること  
 ② 製品の品質を高め、コストを引き下げ、効率を増進させるため、製品の規格を統一し、又は専門化・分業を行うためのものであること

③ 中小事業者の経営効率を高め、その競争力を強めるためのものであること

④ エネルギー節約、環境保護、災害援助・救出など社会公共の利益のためのものであること

⑤ 経済的不況による販売量の著しい減少又は生産の明らかな過剰を緩和するためのものであること

⑥ 対外貿易及び対外経済協力における正当な利益を保障するためのものであること

⑦ 法律及び国務院が定めるその他の場合

①から⑤に該当することによって当該行為が禁止されない場合には、事業者はさらに、その行為が関連市場の競争を著しく制限することはなく、しかもそれによって生じる利益を消費者に共有されるものであることを証明しなければならぬ(一五条)。

以上のように、独占的行為に幅広い適用除外が設けられていることを特徴とする。この点については、わが国においても最近まで、合理化カルテル、不況カルテル等の多くの適用除外規定を有していたことと類似している。

「関連市場」とは、事業者が競争を行う商品等の範囲及び地域の範囲をいう(一二条二項)。

エ、業界協会(事業者団体)による独占的行為の禁止

業界協会は、当該業界の事業者を組織して前記ア及びイに掲げる独占的行為(ウも適用される)を行ってはならない(一六条)。

業界協会が、イに掲げる行為を行う場合とは、事業者団体の構成事業者に再販売価格拘束行為等を行わせる場合であると解される。

## (2) 市場支配的地位の濫用

市場の支配的地位にある事業者は、市場支配的地位を濫用して、競争を排除し、又は制限してはならない(六条)。六条は、法律の「総則」部分に位置しており、市場支配的地位にある事業者による「競争を排除し、又は制限」する行為は、具体的には一七条に規定されていること、違反行為があった場合の法的責任に関する規定(四七条)との関係から、この規定は、一七条～一九条を総括する宣言的規定であると解するのを妥当としよう。

### 〔市場支配的地位の認定〕

- ア、市場支配的地位とは、関連市場において商品等の価格、数量又はその他の取引条件を統制でき、又は他の事業者による関連市場参入を阻害し、又は参入に影響を与えられるような能力を持つ事業者の市場での地位をいうものであり(一七条二項)、その認定は、次の諸要素を根拠として行われる(一八条)。
- ① その事業者の関連市場におけるシェア及び関連市場の競争状態
  - ② その事業者の販売市場又は原材料調達市場を統制する能力
  - ③ その事業者の財務力及び技術的条件
  - ④ その事業者に対する他の事業者の取引面上の依存度
  - ⑤ 他の事業者による関連市場参入の難易度
  - ⑥ その事業者の市場での支配的地位の認定に関連するその他の要因

イ、次のいずれかに該当する場合は、当該事業者は市場支配的地位にあると推定できるとされている（一九九条）。

①一の事業者の関連市場におけるシェアが二分の一に達すること

②二の事業者の関連市場におけるシェアの合計が三分の二に達すること

③三の事業者の関連市場におけるシェアの合計が四分の三に達すること

ただし、②及び③の場合は、その中にある事業者のシェアが一〇分の一に満たないときは、その事業者が市場支配的地位にあると推定してはならないこととされている。

また、市場支配的地位にあると推定された事業者が市場支配的地位にないことを証拠をもって証明するときは、市場支配的地位にあると認定してはならない。事業者がそれを証明しようとする場合は、アに揚げる諸要素に係わる証拠を提出することになる。

ウ、イに該当する場合は、市場支配的地位にあることが原則的に推定されるので、それ以外の事業者については、アにより認定されることになる。

このような推定や認定は、「濫用行為」が行われることに当該行為者が「市場支配的地位」に該当するか否かという形で行われるものと考えられる。

#### 〔市場支配的地位の濫用行為〕

市場支配的地位にある事業者が次に掲げる行為を行うことは、市場支配的地位の濫用行為として禁止される（一七条）。

①不公正な高価格で商品を販売し、又は不公正な低価格で商品を購入すること

② 正当な理由がないのに、原価を下回る価格で商品等を販売すること

③ 正当な理由がないのに、取引の相手方との取引を拒否すること

④ 正当な理由がないのに、取引の相手方に対し、自己又は自己が指定した事業者としか取引できないこととする

ハ)と

⑤ 正当な理由がないのに、取引にあたって商品の抱合わせ販売をし、又はその他の不合理な取引条件を付加する

ハ)と

⑥ 正当な理由がないのに、条件が同じ取引の相手方に対し、価格などの取引条件で差別待遇をすること

⑦ 反独占法執行機関が認定する市場の支配的地位を濫用するその他の行為

以上のように、市場支配的地位の濫用行為は、①～⑥と典型的なものは規定されているが、⑦により反独占法執行機関が認定することにより柔軟に対応できるようになっている。

一七条においては、市場支配的地位にある者が不公正な取引方法を行うことを規制するものであり、私的独占行為のようなものを直接的に規制する規定は存在しない。しかし、市場支配的地位にある事業者が前記のような濫用行為を行うことにより他の事業者を支配又は排除する行為を行う場合は、これらの行為を規制することにより支配行為等を規制することができる。なお、過大景品・不当表示による不当な顧客誘引行為については、不正競争防止法九条・一二条により規制される。

### (3) 企業結合

〔定義〕

企業結合とは、次の場合をいう（二〇条）。

① 事業者の合併

② 事業者が株式又は資産を取得する方法で他の事業者の支配権を取得すること

③ 事業者が契約などの方法で他の事業者の支配権を取得し、又は他の事業者の事業活動に決定的影響を及ぼせるようになること

以上のような企業結合は、合併のほか、営業譲り受け等、わが国独占禁止法一六条で規定する結合を全て含むものと解される。

〔事前届出制度〕

ア、企業結合が国務院の定める届出基準に達するときは、事業者は事前に国務院反独占法執行機関に届出するものとし、届出をしなければ企業結合を実施してはならない（二一条）。

ただし、企業結合が次のいずれかに該当する場合には、届出しないことができる（二二条）。

① 企業結合に参加する一の事業者が他の各事業者の五〇%以上の議決権付き株式又は資産を保有していること

② 企業結合に参加する各事業者の五〇%以上の議決権付き株式又は資産が、企業結合に参加していない同一の事業者によって保有されていること

イ、事業者が反独占法執行機関に企業結合を届出するときは、次の各号に掲げる文書・資料を提出しなければならない（二三条）。

① 届出書

② 企業結合が関連市場に与える影響についての説明

## ③ 企業結合の合意書

## ④ 企業結合に参加する事業者の会計士事務所の監査を受けた前年度の財務会計報告

## ⑤ 反独占法執行機関が定めるその他の文書・資料

事業者が提出した文書・資料に不備があるときには、反独占法執行機関の定める期間内に補充しなければならない。事業者が期間を過ぎても文書・資料を補充しないときは、届出がなかったものとみなされる（二四条）。

## 〔審査〕

ア、反独占法執行機関による審査は二段階方式により行われる。すなわち、反独占法執行機関は、事業者から提出された、二三条の規定に適合する文書・資料を受け取った日から三〇日以内に、届出された企業結合について一次審査を行い、さらに審査を行うかどうかの決定をするとともに、事業者に書面で通知する。反独占法執行機関が決定をするまでは、事業者は企業結合を実施してはならない。反独占法執行機関がさらなる審査を行わない旨の決定をし、又は期間を過ぎても決定をしないときには、事業者は企業結合を実施することができる（二五条）。

イ、反独占法執行機関はさらなる審査の実施を決定したときは、決定の日から九〇日以内に審査を完了し、企業結合を禁止するか否かの決定をするともに、事業者に書面で通知しなければならない。企業結合を禁止する旨の決定をしたときには、その理由を説明しなければならない。審査期間中は、事業者は企業結合を実施してはならない。

次のいずれかに該当する場合には、反独占法執行機関は事業者に書面で通知することにより、審査期間をさらに延長することができる。ただし、最長六〇日をこえてはならない（二六条）。

## ① 事業者が審査期限の延長に同意すること



②事業者が提出した文書・資料が正確でなく、さらに確認する必要があること

③事業者が届出した後、事業者の関連する状況が大きく変化すること

反独占法執行機関が期限を過ぎてても決定をしないときには、事業者は企業結合を実施することができる。

企業結合を審査するときは、次の要因を考慮しなければならない（二七条）。

①企業結合に参加する事業者の関連市場におけるシェア及びその市場支配力

②関連市場の市場集中度

③企業結合が市場参入及び技術進歩に与える影響

④企業結合が消費者及び他の事業者に与える影響

⑤企業結合が国民経済の発展に与える影響

⑥反独占法執行機関が考慮すべきだと認める市場競争に影響を及ぼすその他の要素

〔企業結合の禁止〕

ア、企業結合が競争の排除・制限の効果をもち又はそのおそれがあるときには、反独占法執行機関は企業結合を禁止する決定を行う。ただし、その企業結合が競争に及ぼす有利な影響が不利な影響より明らかに大きいこと又は社会公共の利益に合致することを事業者が証明できるときには、反独占法執行機関は企業結合についてこれを禁止しない決定をすることができる（二八条）。

イ、禁止しない企業結合について、反独占法執行機関はその企業結合が競争に及ぼす不利な影響を減らす制限的条件を加えることを決定することができる（二九条）。

以上のように、企業結合の禁止の要件においても、「一定の取引分野における競争の実質的制限」要件は規定され

ていない。また、「競争の排除・制限」の判断に当たり、企業結合の及ぼす効果の比較衡量が行われることになっており、裁量の余地が大きいものとなっている。

反独占法執行機関による企業結合を禁止する決定又は企業結合に制限的条件を加える決定は、遅滞なく一般に公表される(三〇条)。

ウ、外資が国内企業を合併・買収(M&A)し、又は他の方法で企業結合に参加する場合において、それが国家安全保障にかかわるときは、反独占法の定めるところにより企業結合の審査が行われるほか、国の関係規定に従って、国家安全保障の審査が行われる(三一条)。これは、反独占法における特異な規定であるといえよう。

#### 4 行政権限の乱用による競争の排除・制限

中国においては、特に行政権限の乱用による競争の排除・制限が問題とされてきた。こうした問題は、計画経済の下においては多く見られる現象だといわれ、市場経済への移行過程において弊害が顕著となるという特徴を有するものである。このため、一九九三年「不正競争防止法」七条は、行政権の乱用による競争制限を規制することとしており、①地方政府又はその下部機関が、行政権を乱用し、自らが指定する事業者から物品の購入を他者に強制し、又は他の事業者の正当な事業活動を制限すること、②地方政府又はその下部組織が、行政権を乱用し、他の地方から当該地方への物品の移入又は当該地方からの他の地方への物品の移出を制限することを禁止している。

反独占法においては、対象の機関として、不正競争防止法のように地方政府に限定せず、国を含めた「行政機関及び法律、法規の授權により公共実務管理機能をもつ組織」に拡大するとともに、対象となる行為として、行政権限を乱用して競争を排除・制限する行為に拡大し、これらの行為を規制対象とすることとした(八条)。なお、わが国に

おける「官製談合防止法」は、行政権限の乱用による競争の排除・制限行為を規制するためのものであるといえなくもない。

〔対象となる機関〕

反独占法の適用対象となる機関は、行政機関及び法律、法規の授權により公共実務管理機能をもつ組織（以下「行政機関等」という）である（八条、三二条など）

〔対象となる行為〕

ア、行政権限を乱用して、その指定する事業者が供給する商品等を他の事業者その他の組織及び個人が取り扱い、購入し、使用するよう何らかの方法により強制すること（三二条）。

イ、行政権限を乱用して、次のような行為をすることによって、商品等の地域間の自由な流通を阻害すること（三三条）。

① 地域外の商品等について差別的費用徴集項目を設け、差別的費用徴集基準をとり、又は差別的価格を定めること

② 地域外の商品等について地域内の同種商品等と異なる技術要件、検査基準を定め、又は地域外の商品等に対し重複検査、重複認証などの差別的技術措置をとることによって、地域外の商品等が地域内の市場に入るのを制限すること

③ 専ら地域外の商品等を対象とする行政許可制度をとることによって、地域外の商品等が地域内の市場に入るのを制限すること

④ 検問所を設け又は他の手段をとって、地域外の商品等が地域内に入り又は地域内の商品等が地域外に運び出さ

れるのを阻害すること

⑤ 商品等の地域間の自由な流通を阻害するその他の行為

ウ、行政権限を乱用して、差別的な資格要件、審査基準の設定又は法によらない情報発表などの方法により、地域外の事業者が地域内の入札活動に参加するのを排斥し又は制限すること（三四条）。

エ、行政権限を乱用して、地域内の事業者と比較して不平等な待遇などの方法により、地域外の事業者が地域内に投資又は出先機関を設置するのを排斥し、又は制限すること（三五条）。

オ、行政権限を乱用して、反独占法に規定された独占行為を行うよう事業者に強制すること（三六条）。  
〔行政機関に対する制約〕

以上のほか、三七条において、行政機関は、行政権限を乱用して、競争を排除又は制限する内容を含む規定を定めなければならないことが特に定められている。

## 5 適用除外

次の行為には、反独占法は適用されない。

ア、事業者が知的財産権関係の法令の定めるところにより知的財産権を行使する行為。ただし、事業者が知的財産権を乱用し、競争を排除又は制限する行為についてはこの限りではない（五五条）。

イ、農業生産者及び農村の経済組織が農産物の生産、加工、販売、輸送、貯蔵などの事業活動で行う連合又は共同行為（五六条）。

## 6 反独占委員会

ア、反独占法の運用は、國務院に設置される反独占委員会があたることとされ、同委員会は、反独占業務の組織、調整及び指導を行うとともに、次の職責を果たすこととされている（九条）。

- ① 競争関連の政策を検討し、及び策定すること
- ② 市場の全般的競争状況の調査、評価を行い、評価報告を發表すること
- ③ 反独占の指針を策定し、發表すること
- ④ 反独占行政・法執行業務の調整にあたること
- ⑤ 國務院が定めるその他の職責

國務院の反独占委員会の組織及び業務規定は國務院が定める。

イ、反独占法の執行機関として、國務院が定めるところに従って「反独占法執行機関」が設置され、反独占法の定めるところにより、同法の執行業務を担当する。

反独占法執行機関に職権行使の独立性が認められるとの規定は存在しない。

反独占法執行機関は、必要がある場合には、省・自治区・直轄市人民政府の相應の機関に権限を与え、反独占法の定めるところに従って関係業務の執行にあたらせることができる（二〇条）。この点は、広い中国における法執行の必要性に基づくものであろう。

## 7 独占的行為の疑いがある行為の調査

ア、いかなる事業者及び個人も独占的行為の疑いがある行為について、反独占法執行機関に通報する権利を有す

る。反独占法執行機関は通報者の秘密を守らなければならない。

通報が書面でなされ、かつ関連の事実及び証拠が提出されているときには、反独占法執行機関は必要な調査をしなければならない(三八条二・三項)。

反独占法執行機関は、独占的行為の疑いがある行為について、職権により調査を開始することができる(三八条一項)。

イ、反独占法執行機関が独占的行為の疑いがある行為を調査するときは、次の措置をとることができる(三九条)。

- ① 事業者の営業場所又はその他の関係場所に立ち入って検査を行うこと
- ② 事業者、利害関係者又はその他の関係事業者又は個人に質問し、状況の説明を求めること
- ③ 事業者、利害関係者又はその他の関係事業者又は個人の関係ある伝票、契約、会計帳簿、業務書信・電報、電子データなどの文書・資料を閲覧し、複製すること
- ④ 関連の証拠を封印し、押収すること
- ⑤ 事業者の銀行口座について照会すること

反独占法執行機関が独占的行為の疑いがある行為を調査するとき、法執行要員は二人以上であるものとし、かつ法執行証書を提示しなければならない。

法執行要員が聴取及び調査をするときは、調書を作成し、かつ被聴取者又は被調査者が署名しなければならない(四〇条)。

反独占法執行機関とその職員は法執行過程で知り得た業務上の秘密について守秘義務を負う(四一条)。調査される事業者、利害関係者又はその他の関係事業者若しくは個人は、反独占法執行機関が法によって職務を

果たすのに協力しなければならず、反独占法執行機関の調査を拒否し、妨害してはならない（四二条）。調査される事業者、利害関係者は意見を述べる権利を有する。反独占法執行機関は調査される事業者、利害関係者が示した事実、理由及び証拠について確認作業をしなければならない（四三条）。

## 8 処分の決定等

ア、反独占法執行機関は独占的行為と疑われる行為について調査、確認した後、独占的行為を構成すると認めるときには、反独占法によって処分の決定をしなければならず、これを一般に公表することができる（四四条）。

イ、反独占法執行機関が調査した独占的行為と疑われる行為について、調査された事業者が反独占法執行機関が指定する期間内に、その行為の結果を取り除く具体的措置をとることを約束したときには、反独占法執行機関は調査の中止を決定することができる。調査を中止する決定には、調査された事業者の約束の具体的内容を明記しなければならない。（四五条）

これは、事件の迅速処理のために採られた制度であると考えられる。

反独占法執行機関は調査の中止を決定したときには、事業者の約束履行状況を監視しなければならない。事業者が約束を果たしたときには、反独占法執行機関は調査の終了を決定することができる。

次のいずれかに該当する場合には、反独占法執行機関は調査を開始しなければならない。

- ① 事業者が約束した事項を履行していないこと
- ② 調査中止の決定の根拠となる事実が重大な変化が生じること
- ③ 調査中止の決定が事業者の提供した不完全な又は虚偽の情報に基づいてなされたこと

## 9 法的責任

ア、(i) 事業者がこの法律の規定に違反して、独占的協定をし、かつ実施したときには、反独占法執行機関が違法行為の停止を命じ、違法所得を没収するとともに、前年度の売上高の百分の一以上百分の一〇以下の制裁金を課する。独占的協定を実施していないときは、五〇万円以下の制裁金を課することができる。

事業者が反独占法執行機関に対し、独占的協定をした状況を進んで報告し、かつ重要な証拠を提出したときには、反独占法執行機関は情状を酌量して、その事業者に対する処置を軽減し、又は免除することができる。

右のように、リーニエンシーの制度がはじめから取り入れられている。

業界協会がこの法律の規定に違反し、当該業界の事業者を組織して独占的協定をさせたときには、反独占法執行機関は五〇万円以下の制裁金を課することができる。情状が重大なときは、社会团体登録管理機関は法に基づきその登録を取り消すことができる(四六条)。

(ii) 事業者がこの法律の規定に違反して、市場支配的地位を濫用したときには、反独占法執行機関が違法行為の停止を命じ、違法所得を没収するとともに、前年度売上高の百分の一以上百分の一〇以下の制裁金を課する(四七条)。

(iii) 事業者がこの法律の規定に違反して企業結合を実施したときには、反独占法執行機関が企業結合の実施を停止し、株式又は資産を期限付きで処分し、営業を期限付きで譲渡し、及びその他必要な措置を講ずることによって企業結合以前の状態を回復するよう命ずる。この場合、五〇万円以下の制裁金を課することができる(四八条)。



(iv) 四六条、四七条及び四八条に規定する制裁金については、反独占法執行機関は具体的な金額を決めるにあ

たつて、違法行為の性質、程度及び実行期間などの要素を考慮しなければならない(四九条)。

イ、事業者は独占的行為を実施したことにより、他人に損失を与えたときには、法に基づき民事責任を負う(五〇条)。三倍額賠償や無過失責任は規定されていない。

ウ、行政機関等が行政権力を乱用して、競争等の排除、制限を行ったときには、上級機関が改善を命じる。また直接担当する主管者及びその他の直接責任者を法によって処分する。反独占法執行機関は、関係の上級機関に法に基づき処分の提案を行うことができる。

行政権限を乱用し、競争の排除、制限行為をした行政機関等の処分について、法令に別段の定めがあるときは、その定めによる(五一一条)。

エ、反独占法執行機関が法によって実施する審査及び調査に対して、関係資料、情報の提供を拒否し、若しくは虚偽の資料、情報を提供し、又は証拠を隠匿、廃棄、移転し、又は調査の拒否、阻害する行為をしたときには、反独占法執行機関が是正を命ずる。この場合、個人を二万元以下の制裁金、事業者を二〇万元以下の制裁金を課すことができる。情状が重大なときは、個人を二万元以上一〇万元以下の制裁金を課し、事業者を二〇万元以上一〇〇万元以下の制裁金を課す。犯罪を構成するときは、法に基づき刑事責任を追及する(五二条)。

オ、反独占法執行機関の職員が職権を乱用し、職務を怠り、不正行為を行ない、又は法執行過程で知り得た業務上の秘密を漏らし、これが犯罪を構成するときには、法に基づき刑事責任を追及される。犯罪を構成しないときは、法に基づき処分される(五四条)。

## 10 行政不服審査の申立て等

反独占法執行機関が二八条（企業結合の禁止に関する決定）、二九条（企業結合における制限的条件に関する決定）によってした決定に不服があるときには、まず法によって行政不服審査を申し立てることができる。行政再審査の決定に不服があるときは、法に基づき行政訴訟を提起することができる。

反独占法執行機関がした、それ以外の決定に不服があるときは、法に基づき行政不服審査を申し立て又は行政訴訟を提起することができる（五三条）。